

2 申告期限

期間 2月10日(水)～3月15日(月) 9時～11時/13時～16時
 ※土日は除きます。ただし、3月14日(日)は休日受け付けをします。
会場 市役所2階市民ギャラリー

! 申告は余裕を持って!

申告会場では、職員の説明を受けながらご自身で申告書を作成します。最終日に近くなると大変混雑し、待ち時間が長くなります。申告に必要な書類などはあらかじめ整理し、早めに申告をしてください。

※令和3年度 市民税・県民税申告書は、昨年糸満市へ申告をされた人に発送しています。令和2年中に転入した人で市民税の申告を希望される人は、税務課まで連絡してください。申告書を発送させていただきます。

期限後の申告について
 3月16日(火)以降の市県民税の申告については、6月1日(火)から再開します。
 ※ただし、所得税の申告は期限後も那覇税務署で受け付けています。(要予約)

郵送による申告も可能です!
 自身で申告書を記入する場合は、郵送で提出することもできます。
【郵送先】 〒901-0392糸満市潮崎町1-1 糸満市役所税務課市民税係 まで
 ※市県民税申告会場内にはe-tax専用のパソコンは設置していません。

3 申告に必要な書類

①申告書

②令和2年中の収入が分かるもの

給与収入の人:源泉徴収票・支払証明書・給与明細書など
 年金収入の人:公的年金などの源泉徴収票
 事業収入の人:収入と経費の分かる帳簿・領収書など

③各種控除に必要な領収書・証明書など

国保・介護・年金などの社会保険料や医療費の領収書など
 ▶生命保険料・地震保険料などの控除証明書
 ▶障害の等級が分かる各種手帳や障害者控除対象者認定書など

④通帳
 所得税の還付を受ける人

※本人口座に限る

⑤本人確認書類
 (マイナンバーカード)

! ⑤のマイナンバーカードを持っていない人は、確認書類が必要です。

番号確認書類
 (本人のマイナンバーを確認できる書類)

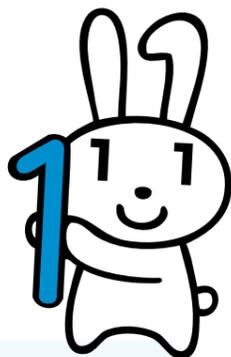
①通知カード ②住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限る)

+

身元確認書類
 (マイナンバーの持ち主であることを確認できる書類)

①運転免許証 ②在留カード ③パスポート ④身体障害者手帳 ⑤公的医療保険の被保険者証

※番号確認書類、身元確認書類ともにいずれか1つが必要となります。



那覇税務署・北那覇税務署の確定申告会場は浦添市産業振興センター「結の街」です!

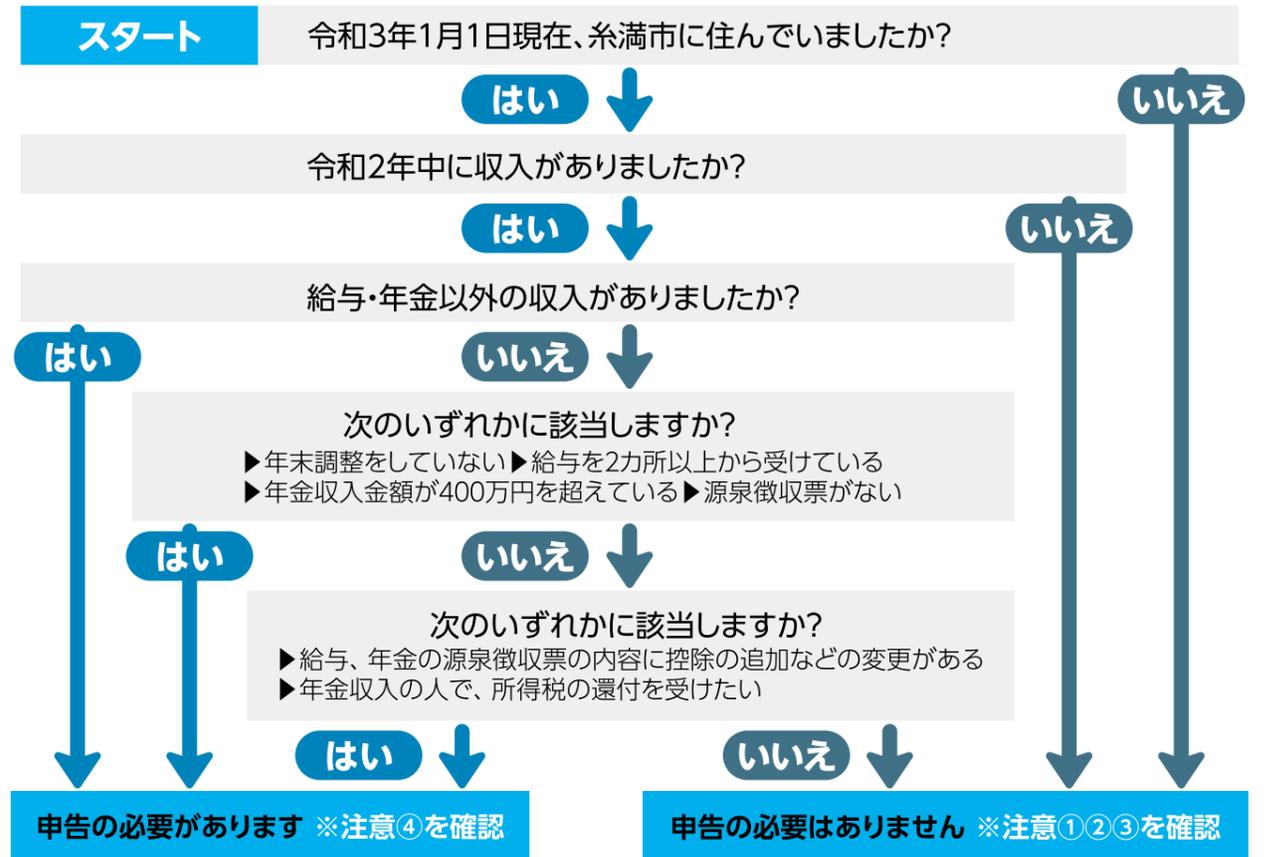
■会場 浦添市勢理客4-13-1 (国立劇場おきなわ向かい)
 ■受付期間 2月16日(火)～3月15日(月)
 ※土・日・祝祭日は除きますが、2月21日(日)と2月28日(日)は受け付けを行います。糸満市役所での市県民税申告期間や日曜日受付日とは若干異なりますので注意してください。
 ※詳しくは国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)を確認してください。

税の申告

問 税務課 ☎840-8128

内容 令和2年中(令和2年1月1日～令和2年12月31日)の収入などについて、申告期限までに提出してください。この申告書は、国民健康保険税の算出・国民年金保険料の減免申請・児童(扶養)手当・就学援助・公営住宅入居などの基礎資料になります。

1 申告をする必要があるかフローチャートで確認してください



▶**注意①** 令和3年1月1日の住所地で申告してください。ただし、所得税の申告(還付のための申告を含む)の場合は、申告時に糸満市に住所があれば受け付けることができます。

▶**注意②** 市内の納税義務者の税法上の扶養に入っていない人で、国民健康保険加入者や国民年金保険料の減免申請・児童(扶養)手当・就学援助・公営住宅入居などの手続きがある人は、申告をする必要があります。市役所で申告をしてください。

▶**注意③** 本人の申告が必要になるケース:(i)給与・年金収入は、支払い事業所が役所に報告することになっているが、報告がない場合 (ii)給与・年金所得の合計が10万円を超える人で所得金額調整控除の適用を受ける場合

▶**注意④** 土地・建物の売却、雑損控除、株式の売却、配当、初めての住宅ローン控除がある人は、市役所では申告を受け付けることができません。浦添市の申告会場(結の街)で確定申告を行ってください。

! 令和2年中に土地を売った人は確定申告が必要です!

土地などを売却した翌年は確定申告が必要です。影響を受ける税金などは主に次の4つです。

影響を受ける税	所得税	市県民税	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料	介護保険料
問い合わせ	那覇税務署 ☎867-3101	税務課 ☎840-8128	国民健康保険課 ☎840-8127	介護長寿課 ☎840-8133

※申告により、医療または介護サービスの自己負担割合および月負担限度額が変更となることがあります。